

開 発 事 業 に 係 る 主 管 課 一 覧 表

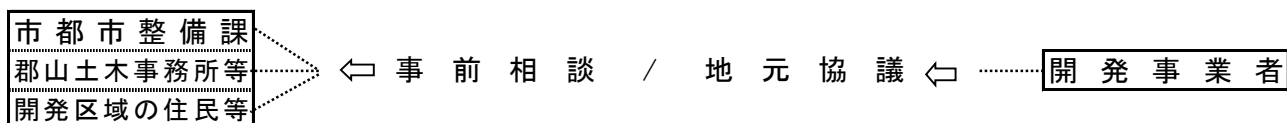
部局	主 管 課	協 議 及 び 指 導 事 項
健康福祉部	社会福祉課	・「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に関する事項等（障害者関係等）
	福祉政策課	・「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に関する事項等（高齢者関係等）
	児童福祉課	・保育所に関する事項等 ・乳幼児対策に関する事項等
環境経済部	環境政策課	・環境保全対策及び公害防止に関する事項等
	産業振興課	・自然公園、特別地域内に関する事項等（大和青垣国定公園） ・大規模小売店舗立地法に関する事項等 ・工場立地法に関する事項等
	農 林 課	・地域森林計画対象民有林、保安林、農業振興地域、農林事業受益地、農業水利及び農林業施設に関する事項等
	環境クリーンセンター (環境業務課)	・ごみ処理施設に関する事項等 ・し尿処理施設に関する事項等
農業委員会事務局		・農地の転用に関する事項等 ・農地等の利用関係の調整に関する事項等
建設部	監 理 課	・開発区域内に新たに整備する道路に関する事項等 ・雨水排水施設に関する事項等 ・交通安全対策施設に関する事項等 ・市道の占用、管理、境界明示及び引継ぎ等に関する事項等
	土 木 課	・調整池に関する事項等
	都市整備課	・開発事前協議申請（総括窓口担当）、開発行為許可申請等に関する事項等 ・都市計画法第 53 条許可に関する事項 ・地区計画に関する事項 ・生産緑地法、屋外広告物法に関する事項 ・土地利用調整会議に関する事項 ・市街化区域、市街化調整区域、用途地域、風致地区、歴史的風土特別保存地区及び宅地造成工事規制区域に関する事項等 ・天理市立地適正化計画に関する事項 ・国土利用計画法に関する事項 ・公園及び緑地の計画、維持及び管理に関する事項等
	区画整理推進室	・土地区画整理事業（土地区画整理法第 76 条許可等）に関する事項
総務部	総 務 課	・普通財産及び財産区財産に関する事項等
くらし文化部	防災安全課	・自動車、自転車駐車施設に関する事項等 ・交通安全対策に関する事項等 ・防犯カメラに関する事項等
市長公室	市民総活躍推進課	・集会施設等に関する事項等
委員会 教育	教育総務課	・教育施設に関する事項等
	まなび推進課	・通学、通園の安全確保に関する事項等
	文化財課	・文化財の保護に関する事項等
上下水道局	給 水 課	・上水道施設の事前協議に関する事項等
	下水道課	・公共下水道事業の計画、維持及び管理に関する事項等 ・汚水排水施設に関する事項等 ・都市下水路に関する事項等
天理消防署		・消防水利施設等に関する事項等
天理警察署		・交通安全対策に関する事項等

※ 総括窓口担当課は、都市整備課です。

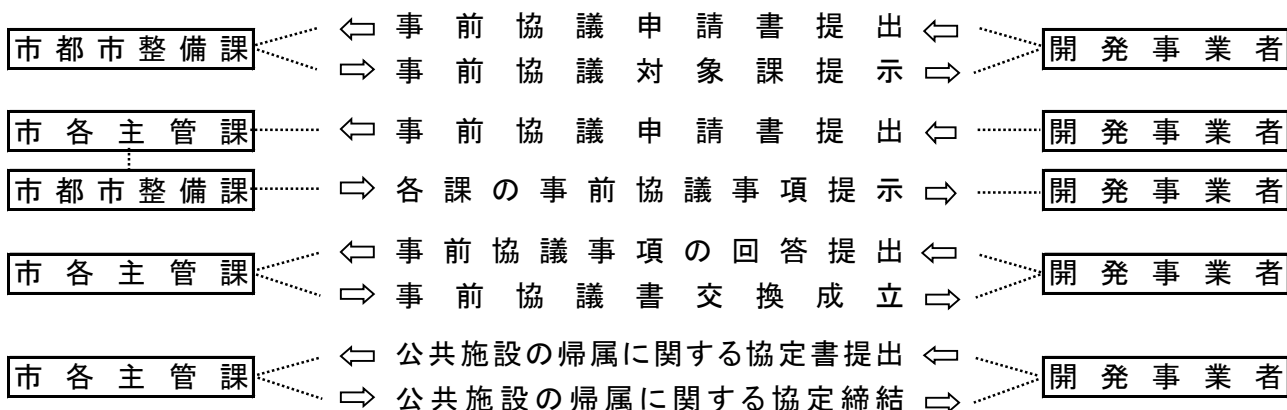
天理市開発指導要綱における手続きフロー

指導要綱第3条第1号の場合(第4号から第6号までに該当する場合の一部を含む。)

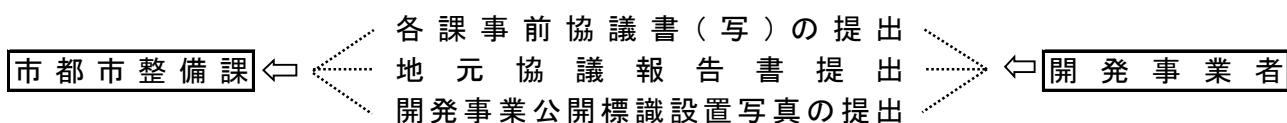
【事前相談】



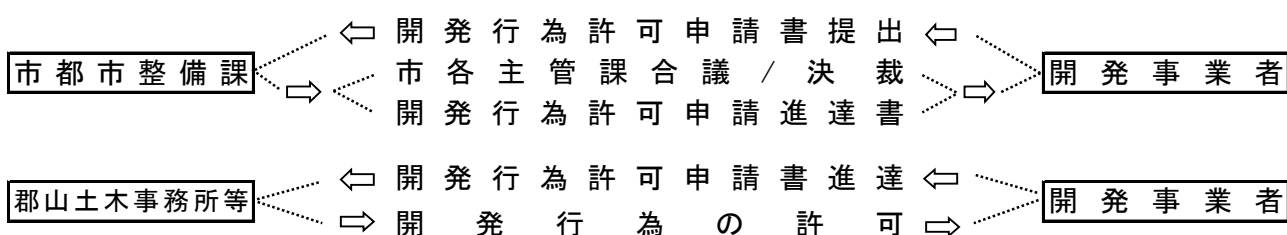
【事前協議】



【事前協議後】



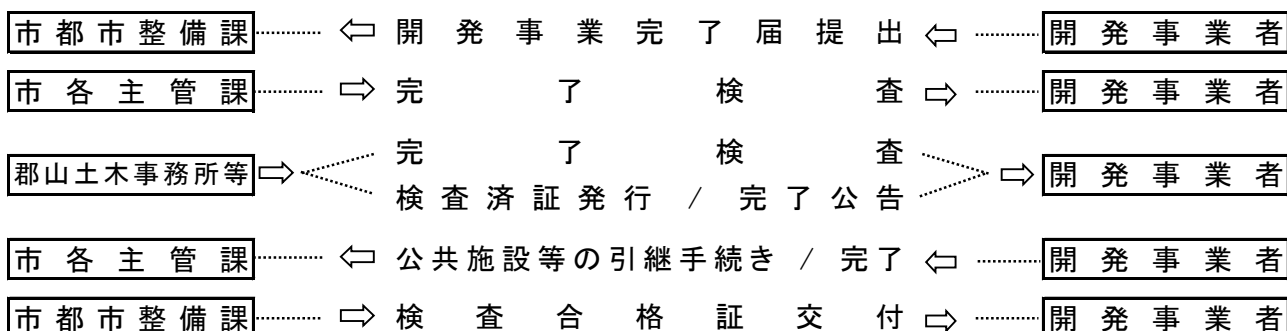
【開発行為許可申請】



【開発行為許可後】



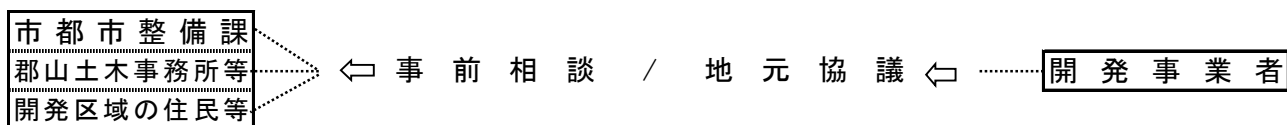
【開発行為完了後】



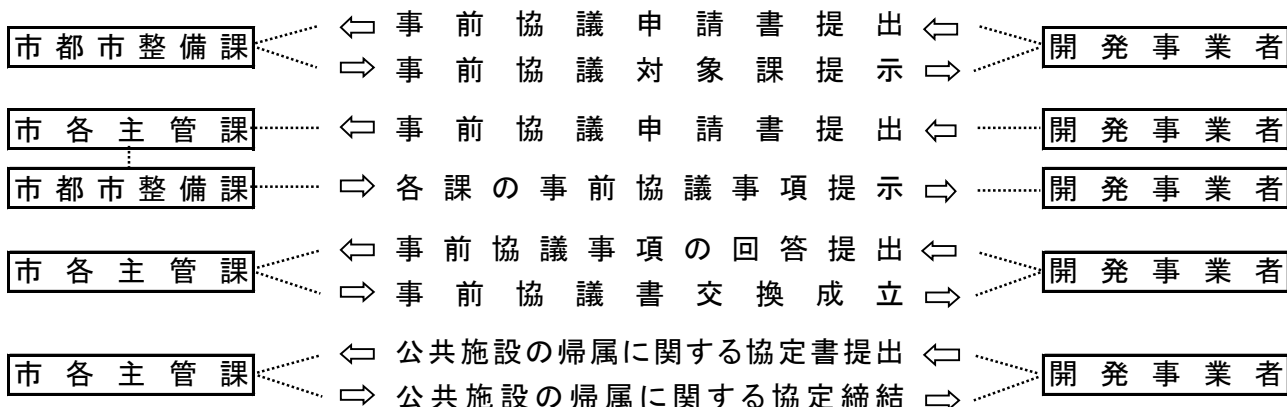
天理市開発指導要綱における手続きフロー

指導要綱第3条第2号の場合(第4号から第6号までに該当する場合の一部を含む。)

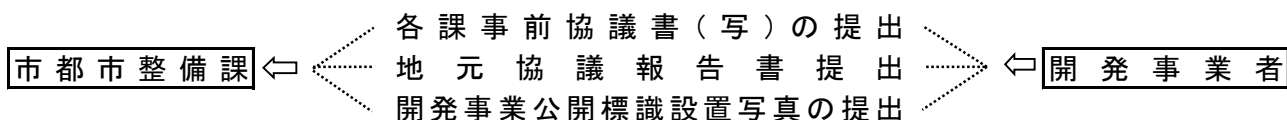
【事前相談】



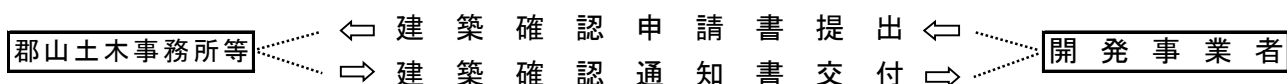
【事前協議】



【事前協議後】



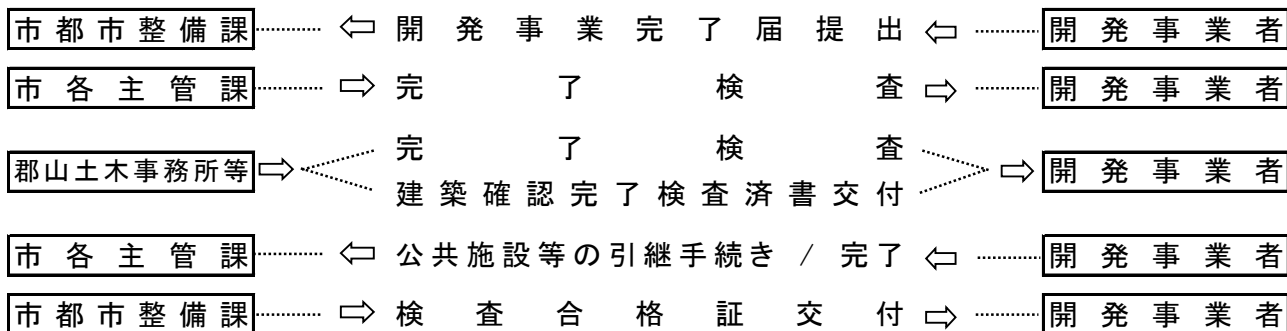
【開発事業着手】



【建築確認通知後】



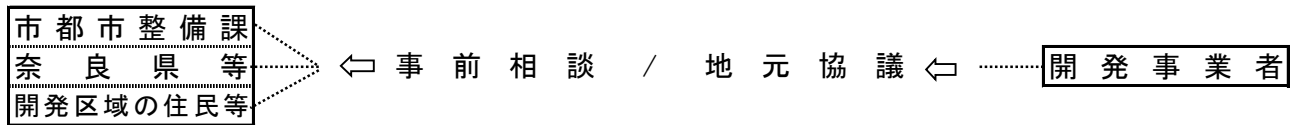
【開発事業完了後】



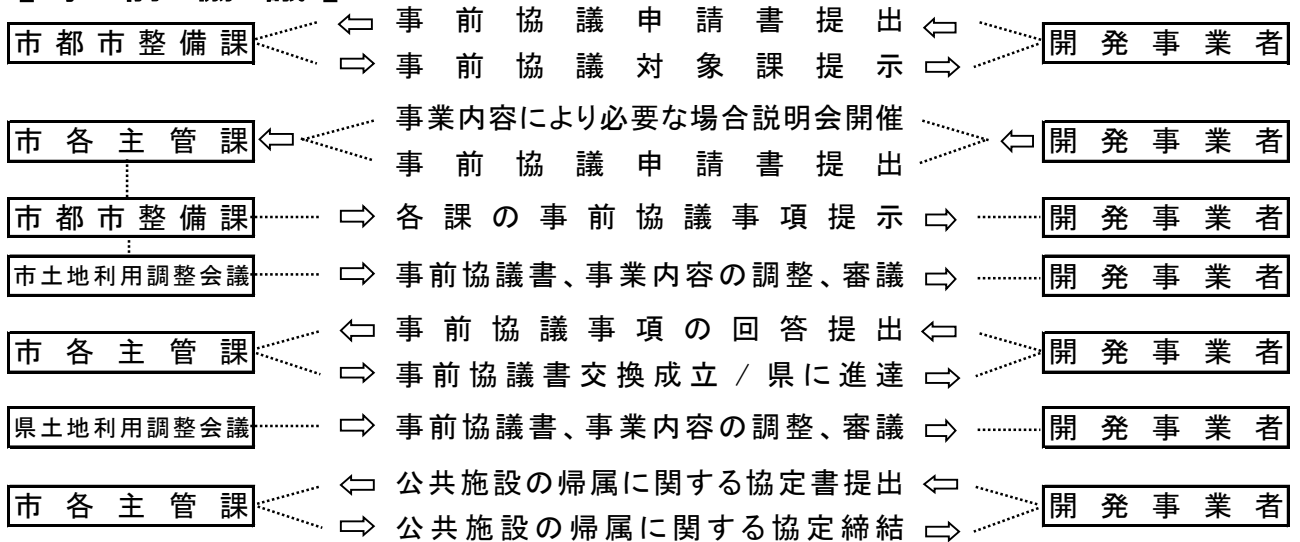
天理市開発指導要綱における手続きフロー

指導要綱第3条第3号の土地利用調整会議で審議する場合

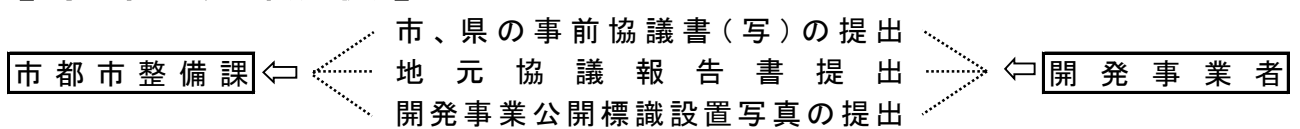
【事前相談】



【事前協議】



【事前協議後】



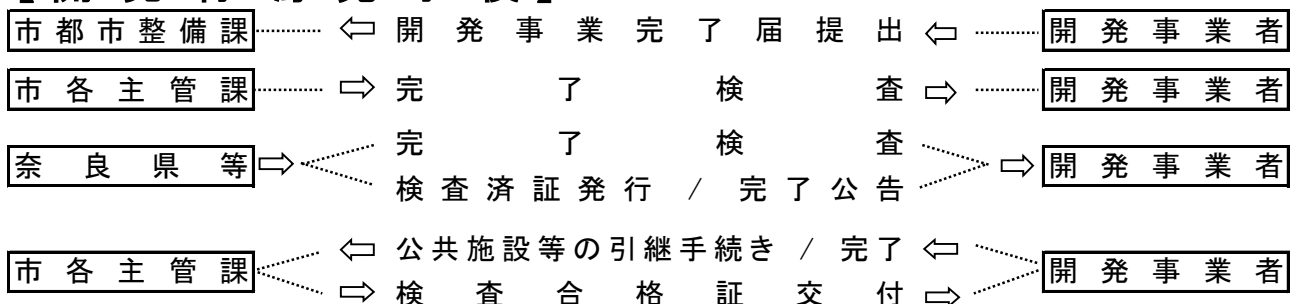
【開発行為許可申請】



【開発行為許可後】



【開発行為完了後】



要綱第3条第3号に定める土地利用調整会議審議事項

- (1) 住宅用地の造成で、1団地の面積が1ヘクタール以上のもの(別荘地を含む)。
- (2) ゴルフ場用地の造成(ゴルフ練習場を除く)。
- (3) 工場の新設、増設又は用途変更で、敷地面積(増設する場合にあっては、増加する敷地面積)が5,000平方メートル以上のもの。ただし、国、地方公共団体、公社公団等が造成した団地又はこの要綱による事前協議を了し、造成した団地における工場の立地を除く。
- (4) 奈良県が定める「生活環境等に影響を与える施設の設置の取扱い方針」第3に規定する環境影響施設。ただし、同方針第4の「保全する区域」に立地する場合に限る。
- (5) その他市長が、事前協議を必要と判断したもので、知事が特に認めたもの。

標準処理期間

1. 天理市開発指導要綱に規定する事前協議

(土地利用調整会議で審議する場合を除く。)

(1) 協議課提示 7日

事前協議申請図書1部を都市整備課で受付後、関係する協議課を提示するまでに要する期間

(2) 協議事項の提示 14日

事業者が、関係協議課へ事前協議申請図書を提出後、関係協議課が事前協議書を作成し、協議事項を提示するまでに要する期間

(3) 協議書締結 7日

事業者が、協議事項に対応した事前協議書を提出し、協議が整った後、協議書を締結するまでに要する期間

2. 開発行為許可申請 10日

開発行為許可申請図書受付後、県に許可申請書を進達するまでに要する期間

(ただし、土・日・祝祭日・補正期間及び協議が整うまでの調整期間は除きます。)

※ 補正期間とは、申請書不備等により補正を要する期間及び関係法令等に適合しない場合の調整に要する期間をいう。

主管課位置図

◇ 市役所庁舎内主管課

(5F)	教育総務課 まなび推進課 防災安全課
(4F)	総務課 市民総活躍推進課
(3F)	監理課 土木課 都市整備課 環境政策課
(2F)	農林課 農業委員会 児童福祉課 福祉政策課
(1F)	社会福祉課
(B1F)	産業振興課

◇ 上下水道局庁舎内主管課

(2F)	給水課 下水道課
------	-------------

